

限度額適用認定証を利用しよう!



医療費が高額になりそうなときは…

限度額適用認定証をご利用ください

限度額適用認定証とは

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となった場合には、申請により自己負担限度額を超えた額(高額療養費)が払い戻されます。しかし、あとで払い戻されるとはいえ、窓口での高額な医療費の支払いは大きな負担になります。



そこで、入院や外来で診療を受ける場合に、事前に交付された「**限度額適用認定証**」を保険証と併せて医療機関窓口へ提示することで、医療機関ごとの1ヶ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで軽減されます。

※平成30年8月から、70歳以上現役並み所得者(3割負担者)の所得区分が3つに細分化され、現役並み所得者の一部の方は限度額適用認定証が必要となります。

申請書の提出のみで、認定証が発行されます

●限度額適用認定証の発行までの流れ

1 入院等が決まったら、協会けんぽのホームページ等にある「健康保険限度額適用認定申請書」に必要事項を記入して、ご加入(保険証に記載)の協会けんぽ都道府県支部へ郵送にて申請してください。

一週間程度

2 申請書に記入いただいた送付先へ、限度額適用認定証をお届けします。



窓口で高額な医療費を支払ったときは…

高額療養費制度をご利用ください

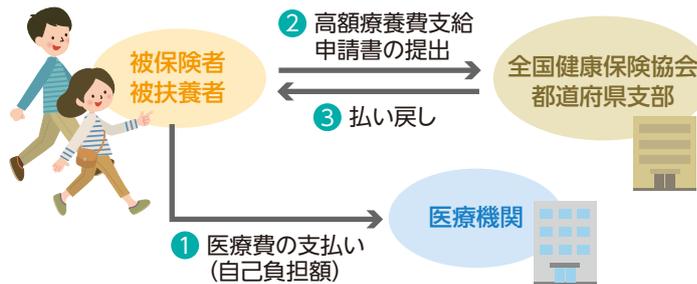


高額療養費とは

同一月に医療機関で支払った一部負担(自己負担)額が高額になり、自己負担限度額を超えたときは、その超えた分があとで「**高額療養費**」として払い戻されます。

高額療養費の給付を受けるために提出するのが「**健康保険 高額療養費支給申請書**」です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、上記の「**限度額適用認定証**」を提示する方法が便利です。

自己負担限度額は年齢や被保険者の所得状況、高額療養費制度の支給状況などにより変わります。詳しくはホームページをご覧ください。協会けんぽ大阪支部までご相談ください。



●イメージ



お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日及び年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ大阪

検索